

札幌支店限定

ひたかしんきんプレミアム預金

取扱期間： 令和6年8月1日(木) ～ 令和7年3月31日(月)

日高信用金庫 札幌支店より、日頃のご愛顧に感謝して
第15回『プレミアム預金』特別金利定期預金キャンペーンを
実施いたします。ぜひ、この機会にご利用ください。

自動継続定期預金（預入金額30万円以上）

店頭表示金利に

3年
定期預金

年0.20%上乗せ

〈ご参考〉令和6年8月1日現在の3年もの店頭表示金利：年0.15%

店頭表示金利に

5年
定期預金

年0.30%上乗せ

〈ご参考〉令和6年8月1日現在の5年もの店頭表示金利：年0.20%

継続後は、継続日における店頭に表示する当金庫所定の利率となります。

- 個人のお客様が対象となります。 ●預入れは、原則として、新規受入預金を対象とさせていただきます。
- 新規受入預金には、定期積金、要求性預金(普通預金等)からの預入を含みます。
- お取扱期間中にかかわらず、募集総額に達した日をもって、取扱を終了いたします。
- スーパー定期のご契約で、期限前解約の場合には解約日における普通預金利率を適用させていただきます。
- お利息には20.315%(国税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税金がかかります。
- マル優制度もご利用いただけます。 ●預金保険制度の対象商品です。

くわしくは、日高信用金庫 札幌支店窓口へお問い合わせください



まごころ ふれ愛

日高信用金庫 札幌支店

札幌市中央区北4条西5丁目1-4 大樹生命札幌共同ビル4階 TEL(011)200-7070



▲当金庫 HP



「第15回ひだかしんきんプレミアム預金」商品説明書

令和6年8月1日現在

項 目	内 容
商品名称	第15回ひだかしんきんプレミアム預金
お取り扱い期間	令和6年8月1日（木）～令和7年3月31日（月）
ご利用店舗	札幌支店のみの取り扱いとなります。
ご利用頂ける方	個人のお客様のみの取り扱いとなります。
ご預金の種類	- お預入れ期間が3年または5年ものの自動継続定期預金となります。なお、お預入れ金額に応じて、次の定期預金を作成します。 ① 1,000万円未満 …… スーパー定期預金 ② 1,000万円以上 …… 大口定期預金 - 継続後の利率は、継続日における店頭に表示する当金庫所定の利率とします。
利 率	お預入れ期間ごとに次のとおりとなります。 お預入れ期間 3年 …… 特別金利 店頭金利 + 0.200% 5年 …… 特別金利 店頭金利 + 0.300% ※令和6年8月1日現在の店頭金利【3年】0.150%【5年】0.200% ※最新の店頭金利は、当金庫窓口またはホームページでご確認ください。
募集総額	50億円となります。 - なお、お取り扱い期間中であっても募集総額に達した場合は、販売終了となります。
お預入れ金額	30万円以上となります。 - お客様毎のお預入れ限度額はありません。
お利息	ご預金の種類に応じて次のとおりとなります。 【スーパー定期の場合】 6カ月複利で計算し、満期日以降に一括してお支払します。（継続しない場合） - お利息を、継続日に元金に組入れる方法、又は、指定口座へ振替える方法が選択できます。 - 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割り計算を行ないます。 - お利息計算方法は、上述の複利型のほか、1年毎の中間利払日に中間払利息を受取る方法を選択することができます。 【大口定期預金の場合】 1年毎の中間利払日に、中間払利息をお支払いします。（詳細は、「ひだかしんきん定期預金規定」をご参照ください。） - 中間払利息を受取るために、普通預金等の受入口座が必要となります。 - 付利単位を100円とし、1年を365日とする日割り計算を行ないます。
税 金	20.315%の源泉分離課税（国税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） - マル優制度をご利用になれるお客様は、非課税とすることができます。
期限前解約時のお取り扱い	【スーパー定期】解約日における当金庫普通預金利率を適用いたします。 【大 口 定 期】解約日における当金庫所定の中途解約利率を適用いたします。
苦情処置措置・紛争解決措置	- 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部コンプライアンス課(9時～17時、電話：0120-078-390)にお申し出ください。 - 紛争解決措置 札幌弁護士会(電話：011-251-7730)東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部コンプライアンス課、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)または北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、現地調停、移管調停の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。詳しくは、当金庫ホームページをご覧ください。か東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部コンプライアンス課へお問い合わせ下さい。
その他の事項	- この定期預金は証書式または通帳式によりお預入れできます。ただし、総合口座の担保定期とすることはできません。 - 当金庫の金利情報は、店頭備付の金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください。か、店頭にお問い合わせください。 - この預金は、預金保険制度の対象商品です。同制度による保護対象預金と合算して、1預金者あたり元本1,000万円とその利息が保護されます。 - その他の詳細は、当金庫札幌支店窓口へお気軽にお問い合わせください。